

3 経営第 3158 号
令和 4 年 3 月 31 日

東京都知事 殿

農林水産事務次官

農業経営基盤強化資金実施要綱等の一部改正について

今般、各種期限の延長等に伴い、下記通知の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本制度の円滑かつ的確な実施に御配慮をいただくとともに、関係機関への周知をお願いします。

以上、命により通知する。

記

- 1 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知）
- 2 経営体育成強化資金実施要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 303 号農林水産事務次官依命通知）
- 3 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）
- 4 農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知）
- 5 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知）
- 6 農業負債整理関係資金基本要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知）
- 7 特別融資制度推進会議設置要綱（平成 13 年 9 月 12 日付け 13 経営第 2931 号農林水産事務次官依命通知）



8 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく金融措置について（昭和37年8月15日付け37農経A第5612号農林事務次官通知）